

政府の影、そして司法（半）

:

明:

イスラームはどのように、法廷の定において官僚の干渉を禁じるのか。半：史の中の実践的な例から。

目: [事イスラーム的システム司法](#)

より: Dr. アブドゥラフマン アル=マウラ 集部

03 Oct 2011

集日 03 Oct 2011

こうした理由から、正カリフ及びイスラーム国家の指導者たちは、可能な限りのあらゆる尊厳と名誉を司法に与え、それを外部のすべての干渉から保つよう尽力したのです。彼らは真と正を保つためにそうしたのです。それゆえ、彼らは自分たちに有利なように法廷の判決を覆したり、または彼らの同胞に有利になるような判決をみたりもしませんでした。

彼ら自身も司法の定にはい、敬意を示し、それを遂行していました。つまり、彼らも裁判官の判決をめぐっていたのです。たとえ裁定が自分たち自身の利益に反したものであっても、彼らはそれを忠実に遂行しました。史には、正カリフたちとムスリム督たちが、他者に干渉を起こされ、彼ら自身に任命された裁判官によって自分たちに不利な判決を下されたことが記されています。一部の事例では、カリフは正しい定がどうあるべきかを知っていたにもかかわらず、世の人々に模範を示すため、申し立てが裁判として法廷に持ち込まれることを容許したのです。彼らがそうしたのは、原告被告がユダヤ教徒、もしくは非ムスリムだったような状況において、任命された裁判官の公正さを疑う意味もありました。

裁判官たち自身も、督たちに比べてこれらの事柄を考へていたではありませんでした。法廷における裁判官は、威風堂々とした、敬意を求められる存在でした。裁判官は批判さ

れることによって真から逸れることはありませんでした。彼は王子と 困者を同等に ったのです。これに しては、 史 にいくつかの例が されています。

アル＝アシュアス ブン カイス（キンダ族の王侯出身）は法廷において、裁判官シュライフと 面しました。シュライフは彼に挨拶し、自分の 座に座るよう指示しました。このとき、アル＝アシュアスと している人物が入廷したため、シュライフはこう言いました：「立ちなさい。そして被告人の席に着いて供述しなさい。」

アル＝アシュアスは言いました：「いいえ。私はここから彼に します。」

するとシュライフは言いました：「あなたは自分で立ち上がるのか、それとも私が かを呼んであなたを 理やり立たせなければならないのか？」それで彼は立ち上がり、指示通り席に着きました。

また、 史における最も非凡な裁判官の一人である、アブ ユ スフに裁判の申し立てが持ち されました。それはある男が、カリフの所有する庭 の所有 を主 したというものでした。アブ ユ スフは法廷にカリフを召 し、原告に主 の根 を示すよう求めました。原告は言いました：「カリフが私の所有物を取り上げたのですが、私には根 がないため、カリフに な宣誓をさせていただけないでしょうか？」

するとカリフは言いました：「庭 は私のものだ。アル＝マフディ が私のために 入したものだ、そのときの契 は持ち合わせていない。」

アブ ユ スフはカリフに三度の宣誓をするよう指示しましたが、カリフをそれを拒みました。よって、アブ ユ スフは原告 としてののです。

カリフのアブ ジャアファル アル＝マンス ルは、バスラの最高裁判官であるスイワ ル ブン アブドッラ に次のような を送りました：「某将 と某商人が 争中の土地については、将 に与えるように。」

スイワ ルはこう返信しました：「私に が示され、その土地は商人の所有だということが判明しました。私は なしに彼から い取ることは出来ません。」

それに するアル＝マンス ルの返事はこうです：「唯一なる神にかけて。あなたは公正さ以外によってはその商人からは取り上げないでしょう。」裁判官スィワ ルの を受け取ったとき、彼はこう言っていました：「神に誓って。私は正 を果たした。そして私の裁判官たちは、真理をもって私を拒否するようになった。」

イスラ ムは、政治的指 者による裁判官の判 への干 を禁じただけに留まらず、司法が独立性と 威を保てるよう、保 しました。

社会において、裁判官は 争を裁定するという重要かつ な立 であるため、彼らによる判 を、正しいものとして人々によって受け入れられるようになるためには、人々の敬意と信 を ち取ることが重要なです。その人格において定 のある人物でない限り、公的なを得ることは出来ません。

定 を得るということは、奇行なき良き振る舞いを けること、そして判 を下す には常に正 に忠 であることを通した上でもたらされるものです。裁判官たちはこの点についてし、裁判官として避けるべき 度や行いの についてを じます。疑いの余地なく、彼らの言及することは枯 することなく、模 として提供されるのです。

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/254>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。